全社民 発第101号
令和3年6月29日

都道府県・指定都市互助共励事業実施主体　事務局長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長　松島 紀由
（公　印　略）

令和3年度 全国民生委員互助共励事業の実施
および運営要綱（冊子）等の送付について

本会の事業推進につきまして日頃より格別のご協力を賜り深謝申しあげます。
本年度の互助共励事業を、別添「令和3年度　全国民生委員互助共励事業　運営要綱」により実施いたしますので、ご案内申しあげます。互助共励事業の実施にあたり留意事項等にご配意のうえ、適切な運営にご協力を賜りますようお願いいたします。
なお、運営要綱（冊子）、共励事業申請・報告締切および互助事業留意事項（添書）は、下記により送付いたしますので、貴都道府県・指定都市内の互助共励事業実施団体への配布につき、お取り計らいくださいますようお願い申しあげます。

記

1.「令和3年度 全国民生委員互助共励事業」実施に係る運営要綱と共励事業申請・報告締切および互助事業留意事項の変更点について

今年度の事業の実施については、以下の点にご留意ください。なお、本要綱に基づいて事業を実施することについては、令和2年度第3回運営委員会での協議において、本年度事業計画および予算とも了承を得ています。（別紙①『文書審議のてんまつ』参照）

○共励事業および互助事業については前年度と同様に実施する。

<u>運営要綱に関する主な変更点</u>

(1)　「全国民生委員互助共励事業運営要綱」の記述
「6.事業の企画・実施」に「(3) 事業の変更・中止・廃止の取り扱い」を追加。文末に備考欄を追加。

(2)　「全国民生委員互助事業取扱要領」の〔表 1〕「(3) 災害見舞」の記述「半壊」に「準半壊」を追加

(3)　「互助様式第 2 号、同 11 号～12 号」の「災害見舞」「災害」各所の記述「半壊」に「準半壊」を追加。

(4)　「中央共励事業　民児協活動強化推進事業　実施要領」
「指定民生委員児童委員協議会指定要領」
「共励事業経理事務要領」各要領に「事業の変更・中止・廃止の取り扱い」を追加。文末に備考欄を追加。
「別紙様式 1：変更届」「別紙様式 2：返金届」を追加。

(5)　「中央共励事業　民児協活動強化推進事業　実施要領」に「助成の申請」「助成の決定」「対象経費」「事業報告」「本助成事業の実施期間」に要件に関する記述を追加。文末に備考欄を追加。

(6)　添書（互助事業留意事項）の災害見舞給付金に「準半壊」適用、「中規模半壊」の取り扱いに関する記述を追加。

2.「令和 3 年度 全国民生委員互助共励事業 運営要綱」の送付部数について

- 貴会への送付部数および内訳は別紙②『配布数一覧』のとおり、発送代行業者（東京都同胞援護会）より一括して発送いたします。
- 貴都道府県・指定都市内の市区町村互助共励実施主体へ配布いただきますよう、お願い申しあげます。
- 共励事業申請・報告締切および互助事業留意事項等をまとめた添書を運営要綱と同部数送付しております。
  要綱に必ず添付して配布くださいますようお願いいたします。

3. 申請・報告様式のデータについて

申請・報告様式等は「全国民生委員互助共励事業ホームページ」よりダウンロードできます。必要に応じてご活用ください。

●「全国民生委員互助共励事業ホームページ」URL

https://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/index.html

＊本件に関するお問合せ先
全国社会福祉協議会民生部（担当：吉田、小島、荒井）
〒100-8980
東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
Tel.03-3581-6747　／　Fax.03-3581-6748
E-mail:z-gojo-hoken@shakyo.or.jp